

○国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程

〔平成23年3月30日〕
規程第27号

改正 令和7年3月31日規程第10号

国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号、以下「学則」という。）第60条の規定に基づき、大学院における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を決定する方法等について必要な事項を定める。

(研究指導の主旨導及び副指導)

第2条 大学院における研究指導の主旨導及び副指導は、学生の所属専攻の研究指導の専任教員がこれを行う。ただし、副指導については、学生の所属専攻以外の研究指導の専任教員も行うことができる。

(主旨導教員及び副指導教員の決定)

第3条 主旨導教員及び副指導教員については、研究テーマ等に基づき、各専攻の意見を聞いて大学院技術科学研究科運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が決定する。

(指導教員の変更)

第4条 指導教員を変更する必要がある場合は、運営委員会が審議し、決定する。

(研究計画書及び研究指導計画書)

第5条 学生は、学則第62条の規定による明示を受けた後、自身の行おうとする研究の内容等を記載した研究計画書を示し、それに基づき主旨導教員が研究指導計画書を作成する。

2 研究計画書及び研究指導計画書（以下「計画書」という。）の標準的な様式は、別紙様式のとおりとし、教育活動上の理由により専攻単位で様式を改変することを認める。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、大学院の研究指導に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者について

は、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。